

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付申請書

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 補助事業の概要

別紙1の1（事業を行う者が第三セクター法人の場合）

別紙1の2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体の場合）

4 添付資料

(1) 都道府県及び市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

(2) 是正事業に要する経費の見積書（注3）

(3) 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体が行うものについては、

① 当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する全都道府県及び市町村を列記したもの

- ② 本様式に従って交付申請書を提出する都道府県又は市町村が、当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注４）
- (4) 工事概要書
- 別紙 2

（注３）第三セクター法人が是正事業を行う場合には補助事業者である都道府県又は市町村に提出されたものの写し。

（注４）連携主体を構成する全ての都道府県又は市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

補助事業の概要

| | |
|---------------|--|
| 第三セクター法人 名 | |
| 代表者氏名 | |
| 施設の設置場所 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | |
| 事業の概要 | |

(千円)

| 国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率 | | 事業費 ①+② | 財 源 内 訳 | |
|-------------------------|---------------|------------|-----------------|-----------------|
| | | | 都道府県補助金① (注) | 第三セクターの負 担額② |
| 経 費 区 分 | 施設・設備費 | | | |
| | 用地取得費・ 道路費 | | | |
| 合 計 | | | | |

| |
|-----|
| 備 考 |
|-----|

(注) 補助事業者が市町村の場合の「都道府県補助金」については「市町村補助金」と読み替えるものとする。

補助事業の概要

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 都道府県名又は市 町村名 代表者氏名 (注 1) | (注 1) |
| 施設の設置場所 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | |
|----------------------|-------|
| 事業の目的 事業の概要 (注 2) | (注 2) |
|----------------------|-------|

(千円)

| 国庫補助金申請額 事業費 × 補助率 | | 事業費 |
|-----------------------|---------------|-----|
| 経 費 区 分 | 施設・設備費 | |
| | 用地取得費・ 道路費 | |
| 合 計 | | |

| |
|-----------|
| 備 考 (注 3) |
|-----------|

(注 1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事 (又は市町村長) 」

と記載すること。

(注 2) 地方公共団体の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域において行われる施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を付する。

(注 3) 地方公共団体の連携主体が行う場合は、本申請書に係る国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村ごとの負担額を記載する。

工事概要書

事業を行う者の名称

代表者氏名

印(注 1)

1 設置場所 ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地
(都道府) (市) (村)

2 施設の内容

(1) 延べ床面積 ○○○. ○㎡ (注 2)

(2) 設置される施設の概要

3 事業の着手及び完了の時期

(1) 着手 (予定) 年月日 年 月 日

(2) 完了 (予定) 年月日 年 月 日

4 資金計画

(千円)

| 収 入 | | 支 出 (事 業 費) | |
|------------------|-----------|------------------|--|
| 財 源 内 訳 | | 経費区分 | |
| 補 助 金 | 交付 (予定) 額 | 施設・設備費 | |
| | | | |
| 事業を行う者の負担額 | 予 算 額 | 用地取得費・ 道路費 | |
| 借 入 金 | | | |
| 事業者等の負担金 | | | |
| その他 () (注 3) | | | |
| 小 計 | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

5 添付図面

(1) 用地付近の見取図

(2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略) (注 2)

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事(又は市町村長) 印 」

と記載すること。

(注2) 施設の改修を行わない場合には、延べ床面積の記入及び設計の概要図の添付を要しない。

(注3) 財源の内容を記入する。

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事（又は市町村長）（注） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長） 」

と記載すること。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 - 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1の1又は別紙1の2のいずれかのおりとする。
 - 別紙1の1（事業を行う者が第三セクター法人の場合）
 - 別紙1の2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体の場合）

- 2 補助金の交付決定額は、金 ， 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

| 経 費 区 分 | 交付決定額 |
|-----------|-------|
| 施設・設備費 | |
| 用地取得費・道路費 | |
| 合 計 | |

4 補助金の交付の条件は、別紙2の1又は別紙2の2のいずれかのおりとする。

別紙2の1（事業を行う者が第三セクター法人の場合）

別紙2の2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体の場合）

補助事業の概要

| | |
|------------------------|--|
| 第三セクター法人 名 代表者氏名 | |
| 施設の設置場所 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | |
|----------------|--|
| 事業の目的 事業の概要 | |
|----------------|--|

(千円)

| 国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率 | | 事業費 ①+② | 財源内訳 | |
|-------------------------|---------------|------------|-----------------|-------------------|
| | | | 都道府県補助金① (注) | 第三セクター法人 の負担額② |
| 経 費 区 分 | 施設・設備費 | | | |
| | 用地取得費・ 道路費 | | | |
| 合 計 | | | () | |

| |
|-----|
| 備 考 |
|-----|

(注) 補助事業者が市町村の場合の「都道府県補助金」については「市町村補助金」と読み替えるものとする。

別紙 1 の 2 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

| | |
|---------------------------------|-----|
| 都道府県名又は 市町村名 代表者氏名 (注) | (注) |
| 施設の設置場所 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | |
|----------------|--|
| 事業の目的 事業の概要 | |
|----------------|--|

(千円)

| 国庫補助金申請額 事業費×補助率 | | 事業費 |
|---------------------|---------------|-----|
| 経 費 区 分 | 施設・設備費 | |
| | 用地取得費・ 道路費 | |
| 合 計 | | |

| |
|-----|
| 備 考 |
|-----|

(注) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事 (又は市町村長) 」
と記載すること。

別紙 2 の 1 (様式第 2 号関係)

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である第三セクター法人に交付しなければならない。
- (9) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (10) 第三セクター法人に補助するときは、前各号の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
 - ア 第三セクター法人が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事又は市町村の長（次号において「知事等」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - イ 第三セクター法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。
 - ウ 第三セクター法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 第 10 号により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ

大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (12) 第10号により第三セクター法人から補助事業者に財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

別紙 2 の 2 （様式第 2 号関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (9) 都道府県又は市町村（地方公共団体の連携主体にあつては、「都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村」とする。以下(10)及び(11)において同じ。）が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 都道府県又は市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (11) 都道府県又は市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

| 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件 | 理 由 |
|----------------------------|-----|
| | |

様式第4号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業の一部を変更する必要があるため、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

| 変更事項 | | 変更前 | 変更後 |
|-------|-----------|-----|-----|
| 内容 | | | |
| 経費の配分 | 施設・設備費 | | |
| | 用地取得費・道路費 | | |
| | 合計 | | |

備 考（注2）

（注2）地方公共団体の連携主体が行う場合は、本変更承認申請書に係る変更後の国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村ごとの負担額を記入する。

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

様式第5号（第9条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業を中止（廃止）したいので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

（千円）

| 経費区分 | 既施工部分額 | 未施工部分額 | 合計 |
|-----------|--------|--------|----|
| 施設・設備費 | | | |
| 用地取得費・道路費 | | | |
| 合計 | | | |

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

様式第6号（第10条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 是正事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

補助事業状況表

（千円）

| 経費区分 | 交付決定額 (A) | 実績額 (B) | 進捗率 (B/A)% | 差 額 (A-B) | 実績見込額 |
|---------------|--------------|------------|---------------|--------------|-------|
| 施設・設備費 | | | | | |
| 用地取得費・ 道路費 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

（千円）

| 区 分 | 交付決定年月日 補助金交付額 | 概算払金額 （累計） | 補助金交付 実績額 |
|-----------------|-------------------|---------------|--------------|
| 都道府県補助金 （注1） | | | |
| うち国庫補助 金充当額 | | | |

（注1）市町村が補助事業者の場合の「都道府県補助金」については、「市町村補助金」と読み替えるものとする。

2 是正事業の実施状況（注2）

| | |
|---------------|--|
| 第三セクター法人 名 | |
| 代表者氏名 | |
| 施設の設置場所 | |
| 工事施工業者名 | |
| 着工日 | |
| 完了日 | |

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 整備事業の目的・概要

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | |
| 事業の概要 | |

4 是正事業収支総括表

(円)

| 収 入 | | | |
|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 補 助 金 | 交付決定年月日 交付決定額 | 概算払年月日 概算払金額 | 精算払年月日 精算払金額 |
| | | | |
| 第三セクター法人の負担額 | 予 算 額 | | 実 績 額 |
| 借 入 金 | | | |
| 事業者等の負担金 | | | |
| その他 () (注3) | | | |
| 小 計 | | | |
| 合 計 | | | |

(円)

| 支 出 | | |
|-----------|-------|------------------|
| 経 費 区 分 | 予 算 額 | 実 績 額 (支出額合計) |
| 施設・設備費 | | |
| 用地取得費・道路費 | | |
| 合 計 | | |

(注3) 財源の内容を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額 及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第8号の2（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長）

印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

（千円）

| 区 分 | 交付決定年月日 補助金交付額 | 概算払金額 （累計） | 補助金交付 実績額 |
|-------|-------------------|---------------|--------------|
| 国庫補助金 | | | |

2 是正事業の実施状況（注2）

| | |
|---------|--|
| 施設の設置場所 | |
| 工事施工業者名 | |
| 着工日 | |
| 完了日 | |

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業の目的・概要

| | |
|-----------|--|
| 事業の目的 | |
| 事業の概要（注3） | |

（注3）地方公共団体の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域において行われる施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を付する。

4 是正事業収支総括表

（円）

| 収 入 | | | |
|--|---------|--------|--------|
| 補 助 金 | 交付決定年月日 | 概算払年月日 | 精算払年月日 |
| | 交付決定額 | 概算払金額 | 精算払金額 |
| 都道府県、市町村又は 都道府県若しくは市町 村の連携主体の負担額 | 予 算 額 | | 実 績 額 |
| 借 入 金 | | | |
| 事業者等の負担金 | | | |
| その他（ ） （注4） | | | |
| 小 計 | | | |
| 合 計 | | | |

（円）

| 支 出 | | |
|-----------|-------|------------------|
| 経 費 区 分 | 予 算 額 | 実 績 額 (支出額合計) |
| 施設・設備費 | | |
| 用地取得費・道路費 | | |
| 合 計 | | |

（注4）財源の内容を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額 及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第9号（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事（又は市町村長）（注） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長）」
と記載すること。

記

- 1 補助金の確定額は、金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

| 経費区分 | 交付確定額 |
|-----------|-------|
| 施設・設備費 | |
| 用地取得費・道路費 | |
| 合計 | |

様式第10号（第14条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円也

2 内訳

（精算払の場合）

（千円）

| 経 費 区 分 | 交付決定額 | 確定額 ① | 概算払受領額 ② | 差引請求（返 還）額①－② |
|-----------|-------|----------|-------------|------------------|
| 施設・設備費 | | | | |
| 用地取得費・道路費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

（備考） 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

(千円)

| 経 費 区 分 | 交付決定額 ① | 前回までの概 算払受領額② | 今回請求額 ③ | 残 額 ①－②－③ |
|-----------|------------|------------------|------------|--------------|
| 施設・設備費 | | | | |
| 用地取得費・道路費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

様式第 11 号（第 16 条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注）

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長）

印 』

と記載すること。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 13 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注 2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第18条第2項、第19条第1項、第20条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注1）

情報通信格差是正事業費補助金に係る財産処分 申請書
届出

平成 年度において、情報通信格差是正事業により取得した施設の財産処分を行いた
いので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。
届出ます。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

- （1） 施設の名称
- （2） 施設設置者（事業主体）の名称
- （3） 施設の所在地
- （4） 事業費
 - （ア） 国庫補助金
 - （イ） 都道府県負担金
 - （ウ） 市町村負担金

4 処分の概要

- （1） 処分しようとする相手方（注2）
- （2） 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）
- （3） 処分の期間（注2）
- （4） 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第79号）に定める額を記入す

る。)

5 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

（注2）譲渡、取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。